

令和2年度第5回総合企画専門分科会概要

- 1 開催日時 令和2年12月23日(水) 13時00分～14時30分
- 2 開催場所 滋賀県合同庁舎 7階 7-A会議室
- 3 出席委員(五十音順、敬称略) 10名
上野谷加代子 金子秀明 崎山美智子 谷仙一郎 谷口郁美 津田洋子
森恵生 森ちあき 山口浩次 幸重忠孝
- 4 欠席委員(五十音順、敬称略) 3名
岸本正俊 阪本重光 山田容
- 5 事務局
健康福祉政策課：奥田課長、浅岡課長補佐、安達主査、西村主事
- 6 進行
 - (1) 開会
 - (2) 次期「滋賀県地域福祉支援計画」の素案について

7 概要

【司会】

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから第5回総合企画専門分科会を開催させていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます健康福祉政策課の浅岡と申します。どうぞよろしく申し上げます。

まず、本日の分科会には、委員13名中10名の御出席をいただいております、委員総数の過半数以上となりますので、滋賀県社会福祉審議会条例に基づき分科会が有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、本日配布している資料の確認をお願いします。

<資料確認>

進行につきましては、審議会条例第7条第3項により、分科会長がすることとされておりますので、分科会長、よろしく申し上げます。

【分科会長】

本当にお忙しいところありがとうございます。

1月で方向性を成文化し、社会福祉審議会へ答申をします。

社会福祉審議会にも素晴らしい先生方がおられますので、いろいろなご意見をおっしゃいますので、その点については訂正をします。より民主的なやり方で計画策定を進めていきます。

それでは、本日も多くのご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

本日は、次期「滋賀県地域福祉支援計画」素案について議論させていただきたいと思えます。それでは、事前に次期支援計画の素案をご確認いただいておりますし、ご意見も頂戴しております。ご意見をまだ出しておられない方、是非、この場で発言をしようと思っておられる方がいらしたら先にお話しいただきましょうか。

ご遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

【委員】

34ページの「現状と課題」ですが、(2)「地域住民の参加による地域の支え合い・助け合いの推進」で「地域住民、社会福祉協議会、NPO法人等様々な主体が連携し」とあります。取組の方向性に記載があるとおり、企業等福祉関係団体以外も記載されると分かりやすいと思います。

さまざまな人が支え合うというのは、農業等も含まれると思います。特に近江八幡市では、商助という取組がされているので、その辺もこちらに記載されるといいかと思えます。

35ページ「施策の方向性」(2)「地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進」の4つ目に「高齢者が住み慣れた地域で満足した生活を送り、満ち足りた人生の最期を迎えることができるような仕組みづくり」とありますが、最期を迎えるとなると高齢者かもしれませんが、高齢者に限定しない方がいいのではないかと思いました。

企業が出てくるのは、37ページ②「地域住民、企業、社会福祉法人、NPO法人等の参画促進」において、「企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援が進むよう機運を盛り上げる」だけです。企業が参画するのは、高齢者、生活支援等幅広いため、そのことを参画促進として記載した方がいいと思いました。

43ページ「子ども」の「放課後児童クラブやファミリーサポートセンターによる支援、生涯のある子どもへの支援など」とありますが、前の2つは事業内容が具体的に記載されていますが、こちらは事業の説明ではありませんがよろしいのでしょうか。

【事務局】

ご指摘いただいた4点につきましては、言葉が足りないところばかりですので、反映させていただきたいと思います。

【分科会長】

施策の方向性と課題が一致するように記載しないとイケませんし、ご指摘の所は対応が必要であります。

また、企業の参加、参画をどうするかということをここで議論しておりませんが、検討していかないといけない時代になっております。その点をどうするかということです。

昨日、共同募金の会議がございまして、今後、大手企業、中小企業も含めて、どういう立場で、取り組んでいくかです。多くの企業がSDGsと言っていますし、特に滋賀県はSDGsの取組に力を入れていますので組み込んでいくといいかと思います。実態としても平和堂さんをはじめ、中小企業さんも含め取組をしていただいております。計画全体で企業の印象が弱い感じがします。

【事務局】

企業だけでなく、農福連携もございまして。農業法人さんも当然考え、整理していきたいと思っております。

【委員】

28ページ「基本方針」に対する私を感じることを述べさせていただきます。

基本方針Ⅰ「地域福祉推進の一番の主体である地域住民」とあります。そのことは、基本方針Ⅱ 2段落目「地域住民だけでは限界があります。」と出てきます。私が危惧するのは、ここでいう「地域住民」は、企業や市民、みんなのことかもしれませんが、「一番の主体である地域住民」「地域住民だけでは限界があります」のではなく、まず、昨今の事情があるべきだと思います。

住民が一番の主体だから住民が最初にやらないとイケないというリンクをされかねないと思いました。

「一番の主体である」という表現を変えたらいいのか、「地域住民」という表現を変えたらいいのか代案がありませんので、申し訳ないですが、そのように感じました。

共にもあり、公の支えもありということですので、全体の調子に変な風に感じました。自助がまずあるのはおかしいということです。

【分科会長】

公助、自助が循環している絵が出てきて欲しいのに、自助があつて無理だから公助である。単線で物を言っているとかわれない書き方をした方がいいです。

「地域福祉推進の主体は、地域住民（当事者）である。」としてもいいですね。

【委員】

基本理念では「地域住民をはじめ、公私の多様な主体が参画・協働し」とあるのは、ずっと読めます。しかし、基本方針Ⅰの説明は、法律上の地域住民の理解がない人が読むと、少し重たい1行となると思っています。主体に地域住民とするのはありだと思いますが、「一番の主体」が重たいと思っていました。

【分科会長】

1番目があって2番目、3番目があるという捉え方をされないようには、ニーズを持っている主体をまず、私たちは大事にしていることが基本方針Ⅰで言えるといいですね。基本方針Ⅱでは、福祉関係者だけでなくあらゆるセクター、アクターの人が参画・協働する。時と場合によっては、つながったり、支え、支えられたりする関係を仕組みとしてつくっていくことです。

【委員】

28ページ基本方針Ⅰの説明の代案を提案しますと、「地域福祉の推進はニーズを持っている地域住民はもとより、」とするのはどうでしょうか。

【分科会長】

保護される者から、さまざまな課題を抱えた人が主体として物を言ってもいいですし、参画し、サービスが使いにくいと言ってもいいのです。ボランティア活動をするのにボランティアセンターはどうなっているのかと言ってもいいのです。ボランティアセンターに手話の分かる人はいませんし、外国語が分かる人もいませんし、外国人がボランティアをしたいと言った時、「国際協会に行って下さい。」というのはないでしょうということです。交流したい、ボランティアがしたいと言って来た時に排除することになるから、そういう意味では、主体は地域住民です。ニーズを持っている主体を大事にすることを示した上で、あらゆるところで参画・協働するということです。

次のページ、文章を2つに分けてもいいかもしれませんね。

【事務局】

事務局からご提案させていただいてよろしいでしょうか。

「限界があります」という課題だけではなく、「社会的な資源の確保につきましては、地域のあらゆる主体の参画と協働が必要です。」ということはどうでしょうか。

【分科会長】

はい。民生委員・児童委員さんはじめ、「私達だけにやらして限界よ。」とおっしゃっていますので、地域住民ばかりをあてにしてないことを記載しないとイケません。しかし、この計画は、審議会の答申ですので、あらゆる方に誤解されないように読んでいただくというのが求められます。

事務局の提案どおり記載するという事で委員どうでしょうか。

【委員】

基本方針Ⅱは、重層的支援体制の構築に関連する方針、項目だと思しますので、それを意識して概要、要点を書くということだと思っています。

【分科会長】

環境づくりの推進としたのは、そういうことだったと思います。

ご自身と関係しているところは意見を言っていたら、その他の点で気になるところ、弱いところを言って下さい。

【委員】

子ども関連のところ为中心になってきますが、意見を述べさせていただきます。

34ページ(3)「福祉意識」で学校での福祉教育について述べた意見を記載いただいておりますが、どうしても高齢者、障害者のことになっています。以前もお話ししました通り、生活困窮の部分、子どもの部分の福祉学習も必要です。虐待という言葉と使うのがいいのか、子育て支援という表現で和らげるのがいいのか分かりませんが、子どもにも伝えていかないと気付かないことなので文言として入れていただきたいと思っています。

子どもに子どもの福祉を教えるのはどうかという意見もあるかと思いますが。

36ページです。スクールソーシャルワーカーについて触れていただいて有り難いと思っています。ただ、せっかく地域福祉の計画なので、ここに出てくるスクールソーシャルワーカーが「配置すること」と「子どもたちの感情情緒面の支援」だけになっています。

今、県のスクールソーシャルワーカーの事業でもどう地域とつながっていくのかということが言われています。先駆的な実践をしている方もおられますので、スクールソーシャルワーカーが学校と地域、福祉機関とをつなげるために活動するという事を地域福祉の関係からも記載いただくと業務の一環である意識が強くなるかと思っています。

43ページ【子ども】の部分で触れられているところです。

今年度、子ども・青少年局が「すまいる・あくしょん」の取組を大々的に取り組んでおられます。SDGs的な子どもバージョンで、結構よくできています。来年度以降、推し進めて

いくということも軸となっているかと思いますが、地域福祉計画にも「すまいる・あくしょん」のことを記載していただければと思います。これを1つの軸としながらやっていけたらと思います。

44ページ「経済的に困窮している世帯の子どもたち、ひとり親世帯」で、1つ目が教育、2つ目が就労の話を記載いただいています。子ども食堂等の居場所づくりが地域福祉で進んでいますので、これが抜けているのかと思います。

子どもたちにとってホッとできる場所、生活の安定を図れる場所をつくっていくことを入れておいて欲しいです。

居場所で言いますと47ページも同じです。

「自分からSOSが出せない人、孤立しがちな人」では、「相談機関の充実、民生委員・児童委員等の皆さんが孤立しないように取り組みます。」ということですが、一方でSOSが出せないからこそ居場所が機能するかと思います。ここにも居場所的なものを入れておいて地域の中で取り組んでいけたらと思います。

46ページ「社会的養護」には3つの項目がありますが、アフターケア、つまり施設を出た後の支援の記載がありません。勿論、滋賀県では2か所に委託していますが、京都に住んでいた子が滋賀に来たり、滋賀に住んでいた子が京都に出た場合等、施設に紐づけた相談機関はその施設以外では使いにくいというのがはっきり出ています。県では2か所に委託しているのでよしとするのではなく、施設に紐づけているデメリットがありますので、アフター支援を置いておかないといけないと思います。

私は、施設退所後の勤務先でお金が無くなった時に疑われてしまい、しんどくなったという相談を受けました。

滋賀県は、アフター支援が弱いと思っているので計画には記載いただきたいと考えています。

56ページ④「職場環境の改善においてハラスメント等」記載いただいて良かったと思っています。

最近、関東で子ども食堂を運営されている理事長が子どもに対しセクハラがあったということがありました。

地域活動においてもハラスメントは起こりやすいと以前からすごく感じております。

当NPO法人におきまして、先日、高校生のボランティアが、本人は優しくしているつもりでしようが、女子中学生の頭を撫でました。後で、その女の子が「気持ち悪い」と言ってきました。ボランティアの高校生に接触はダメと指導しましたが、ボランティア活動においてもセクハラ、パワハラは起こりやすいところもあります。専門職の中に押し込んで

しましたが、本当は地域活動をやっている人に伝えていかないといけないと思います。

県で窓口があれば地域活動を活性化するとともに、つくっていかないと悪気があってやっていない人もいますし、やる側も怖いので。

滋賀の福祉人のところにハラスメントは許さないということを記載していかないといけないのかと思います。

【分科会長】

いくつかは修正、追記できるかと思います。

子どもの居場所は、キーワードとして必要だと思いますので、丁寧に記載していくということです。

災害に関しても大変です。あらゆる人と人がつながりをつくる時は、行き過ぎがあったりします。文化が違いますので。

私の経験ですが、幼児期から高等学校まで海外で過ごしてきた学生は、「お前ら」「あほ」等暴言を言ったり、頭を軽く叩いたりすると、親や弁護士が出てきます。その位ですので、私に対しても先生とは言いません。フランクな呼び方をします。それが多文化ですし、相手を大事にするということです。

全体を意識啓発のところに人を大事にするというのはどういうことか、県として計画の中にどう入れるのかということになります。乳幼児から家庭、全ての根幹となりますので、そのことをどこかに入れられたらいいと思います。これからは文化が違いますので。

委員がおっしゃったことを可能な限り取り入れて、注視していけたらと思います。特に福祉職は特に大事ですね。医療職も大事です。お医者さん達もたくさん訴えられています。自己決定と言っておきながら患者のことを考えていないと言われていきます。ただ、お医者様は人数が少ないですので、福祉職より優遇されてしまう状況がありますが。

非常に重要な指摘をいただいております。

できればここはこういう言葉に等言っていただけるとありがたいです。

【委員】

本日の資料にもあります基本方針Ⅲにもございますが、今、障害分野の相談部門は、相談員がとても疲弊している状況であることを言っていただいております。

「重層的な相談体制」と計画に書かれても、一般的な方には意味をなかなかご理解いただけないのではないかという思いがあります。体制としては、障害者分野では、一般相談、計画相談があります。今、基幹相談支援センターがありますが、基幹相談支援センターが機能しているところは少ないです。私が上手に相談支援センターが機能していると感じるところは1か所しかありません。そういった相談事業所を上手く取りまとめ、運営を指導していける体制があるという文言まで入れていただいた方が読み手として分かりやすいです。

「重層的な」という抽象的な表現では感じませんが、細かい相談体制があることで「重層

的」であることを理解いただけるのではないかと思います。

【分科会長】

用語集を掲載し説明をしますが、「重層的な相談」は厚生労働省の説明どおり記載しますか。今、おっしゃっていただいたようなことを盛り込んだ説明にしますか。

【事務局】

「重層的な」という言葉は出していきたいと思っています。委員がおっしゃるとおり伝わりにくいというのはごもっともですので、修飾をどのようにするのか、用語集の中で説明するのか検討させていただきたいと思っています。

【分科会長】

今から作ろうとしていますので、それぞれの自治体で「重層的」というものが違うものが出てくる可能性もあります。

重層的支援体制整備事業に取り組みますが、何かいい言葉はありますか。

【委員】

「重層的」は、法律もしくはその後の事業として位置付けられますので、私自身はどこかで慣れていかないといけないと思っています。

何か新しいことをするというよりは、今までやってきたことをしっかり大事にしながら進めていくことだと思います。滋賀の場合は、「滋賀の福祉人」とありますように、滋賀では「誰一人も取り残さない」、みんな違っていい等滋賀ならではの言葉で総合相談に取り組んできました。「重層的」は、全く別の言葉で言っているだけで、今まで取り組んできたことを大事にしながらその事業も取り組むというイメージで今のところ捉えています。

事業名でもありますので、その事業をどう取り組むのかについては工夫が必要ですし、行政の担当者とは渡りあっていかなければいけません。例えば、大津市の場合、重層的の中身はこういうことですよと言っていないといけないと思っています。

【分科会長】

機能が重なりあってもいい。昔は、線引きをして役割分担していました。例えば、こちらは行政、こちらは社会福祉協議会等としていました。しかし、重なり合わないと、進まないです。特に生活支援はそうです。

同質のもの重なり合いだけでなく、異質なものの重なり合っています。自治体の責任において実践できる時代ですので、厚生労働省は、自治体が社会実験をやりたいということみたいです。厚生労働省も自分達は分かっていないので、自治体に頑張りたいということらしいです。

【委員】

あまりにも高齢、障害、児童、生活困窮がそれぞれの部署に分かれて特化してきたので、イメージが湧きにくいです。大津市の場合は、部をまたいで高齢、障害、児童、生活困窮を取り組んでいますので、大津市は特に苦勞するかと思います。

トップが全然違いますが、横では連携して1つの事業にきなさいということです。そういう苦勞も含め、新しい事に取り組まないといけないという理解をしています。

【委員】

分野ごとの高齢、障害、児童、生活困窮相談機関、分野ごとの協議会、経営会議を活かした上で本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を必要に応じて連携していく、様々な専門機関、連携会議が必要に応じてつながりながら調整し、解決していくことが「重層的」の具体的な動き方かと思います。

説明が長くなりますので、囲みで記載するのも一案だと思いました。

【分科会長】

「重層的」は今後、何年間は大事になりますので、普通の単語の整理より大きく、囲みで記載するといいいでしょう。そして、重層的支援体制整備事業を実施する自治体の取組例、野洲市の今までの取組内容について記載できるのであれば記載したらいいと思います。

障害分野においては、地域活動、就労、家の問題等重層的に取り組まれていますので、そのことも記載するといいいです。

3事例程度記載をすればイメージを持っていただけると思います。

【委員】

私は、重層的支援は、来年、市町村で実施されたら、普通に使われていくと思っています。

社会福祉法の改正の時点で、すべての課題が我々の課題であるということになっていますので、制度の枠にとらわれず「全ての地域課題に応え得る、対応し得る重層的支援体制」とすれば、全てを包括します。その具体的な実現の仕方はそれぞれの地域で実践します。高齢施設で障害、子どもを受け入れる等いろいろな取組があってもいいかと思います。要は、この問題を知らないとならないようにする。つまり、全ての課題に対応し得る重層的支援体制と言えば網羅されるかと思います。

用語の使い方ではなく、我々自身が捉えていくことです。概念論争ですので、実態が追いついていくと思います。

【分科会長】

実践の方が先にいっています。

【委員】

用語や定義にこだわり過ぎてはならないと思います。滋賀県として絶対入れておかなければいけないならない言葉、「尊厳、尊重」繰り返し使われていますし、「福祉の先人達の」がキーワードとして入っています。ただ、尊厳と尊重が重複して使われている箇所があり、使いまわし方としていかがかなという部分もあります。そういうことが大事です。

【分科会長】

「断らない」ことを窓口で頑張ってください。断らないとなると教えてもらわないといけません。専門職は伸びるでしょうと期待をしております。

その他どうでしょうか。

【委員】

来年度に向け、重層的な事業を進めていかない立場としては、情報共有や各分野の部署が色々とまたがっておりますので、情報共有の面がハードルになってこないか危惧しています。

来年度より、県の教育委員会、市町の教育委員会と福祉関係が協定を締結し、ひきこもりの支援対策を実施されるかと思いますが、そのなかでも足並みが揃っているわけではありません。ある市町では、情報共有が難しいということでハードルがあるみたいですので、その点をもう少し記載できたらいいと思います。

【分科会長】

情報共有の問題。委員は、情報共有の問題に悩みながら活動されているのではないのでしょうか。いかがですか。

【委員】

1件の相談に対し、市とつながる時、課が全て異なることがあります。課同士が連携していないこと多い中、関係各課の情報共有は非常に大切な事だと感じています。情報共有は大きな課題であると思っております。地域の中での情報共有、行政の中での情報共有は大きな課題かと思っております。

災害に関してですが、49ページ(3)災害時要配慮者の避難支援の推進の中で、3つ目「どこの地域にどのような医療的ケア児おられるか把握し」とありますが、「医療的ケア児」だけでなく、成人も含めた表現が適していると思います。

民生委員・児童委員は、災害時要支援者名簿の整備、個別避難計画の策定に関して強く関わっておりますので、その文言を入れていただければありがたいと思います。

21ページ、46ページに「自殺」という言葉が使われています。21ページの「すべて

の年齢階層において自殺が」とありますが、むしろ「自死」の方がいいのではないかと思います。この問題は、自死か自殺かの答えはすぐに出ないと思いますが、対策としては「自殺対策」でいいかと思いますが、「年齢階層で自殺が1位でした。」のところは「自死」の方がいいと思いました。

【事務局】

こちらは統計と基にして記載しているところです。統計上、「自殺」という表現がありましたので、そのような表記をしております。

【委員】

表現方法において、未遂の場合は、「自殺」という文言はありますが、21ページに関しては「自死」の方がいいかと思いました。

【事務局】

障害福祉課にも関連することですので、そちらにも確認させていただきます。

福祉関係者につきましては、民生委員・児童委員も記載いたします。

また、先程、委員からいただいた不登校の情報共有の連携につきましては、一部の市町におきまして、生活困窮者の事業の中で支援会議をもっておりますので、その場を活用して不登校、ひきこもりの情報共有を図ってはどうかというご提案もいただいているところでございます。ただ、全ての市町が支援会議をもっているという訳ではございませんので、多少、足並みが揃っていない部分もあるかと思えます。会議の形式はともかく、庁内中でしっかり情報連携するだけではなく、教育機関、高校等、場合によっては大学等も含め、庁外の関係機関との連携につきましては大事なことだと思っておりますので、記載の在り方について検討してまいります。

【委員】

庁内での話に対し、コメントをしますと、事務局から説明がありました支援会議は、生活困窮者自立支援事業の中でこういう会議を持ちなさいとなっております、大津市も10月に開催しました。

支援会議はなかなかいいもので、野洲市の取組をイメージしながら同じような取組ができるといいなと思っていました。それに向け、支援会議に生活福祉課、社協、各課が出席し、情報共有しました。会議では、電気、ガスを止めるだけではなく、サポートが必要である。そのためには、生活保護担当課がその世帯にアウトリーチし、生活保護の申請を提案しないとその世帯が崩壊するという話をしていました。会議後、生活保護担当課がアウトリーチしている案件が3件あります。ようやくそういう時代がきたなと思っています。

生活福祉課は、申請に来所した方のみに対応をしていた課ですが、アウトリーチするよう

になったのは、支援会議のお陰だと思っています。質的な変化が起こってきたのは、平成27年にできた生活困窮自立支援事業がようやくコロナ禍でこれをしないとやっていけないということで進められていることを報告します。

21ページ、自殺ですが、コロナ禍で自殺が増えていると思いますので、もう少し直近のデータやコロナを意識しないといけないと思います。私達は、今後5年、10年向き合っていけないといけませんので、その時にこの計画が策定されると考えるとコロナに伴う数字は丁寧に掲載した方がいいと思います。

42ページ以降のところ、(1)高齢者、障害者、子どもと属性を記載しているところと、対策もしくはそれへの支援を記載しているところがあります。44ページでは、住まいの確保で住まいだけではなく、確保となっています。就労も就労支援となっておりますが、ひきこもりはひきこもりのままです。自殺は自殺対策でいいかと思いますが、依存症は依存症かと思って読むと対策が記載されています。括弧の書き方を統一していただいた方が読みやすいかと思いました。

【分科会長】

21ページの下が空けてあるところは、コロナに関する数字を入れるということです。

今、ご指摘のところは揃えましょう。属性と課題が混乱する時代ですが、もう少しすれば法律も揃えられる時代がくるかと思っています。その間は、縦横両方入る作り方になるかと思っています。

【事務局】

括弧書きの表記につきましては、属性を持っておられる場合、例えば、認知症のある方、自殺で亡くなった方等属性を中心に整理をし、表記につきましては、対策・支援を含めて記載していきたいと思っています。

【委員】

3点ほど気付いたことがあります。

42～43ページにおいて、障害高齢者が抜けてしまっていると思います。障害者のところに、障害者の方が高齢になることでの課題をこちらに追記いただければいいかと思っています。

2点目は、45ページの就労支援です。「貧困状況にある世帯が安定した生活ができるよう保護者および子どもに対する就労支援を行い」とありますが、子どもの就労支援はしないかと思っています。誤植かと思いました。

就労支援に関しては、そもそも就労先がないので、つなぐコーディネートの課題より、出口の課題もあるかと思います。企業さんへの働きかけです。今後、重層的支援体制において参加支援という新たな切り口も出てきていますので、就労先の確保の視点を明確にしていただいてもいいかと思いました。

最後に45ページ、ひきこもりです。彦根市は現在、ひきこもり支援のネットワークをつくっているところです。2つ目の「市町におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知を図る」ですので、必ず設けないといけない訳ではないかと思いますが、全ての市町がひきこもりの相談窓口を設けるということが可能なかどうかということと、もともと支援をされていた県のひきこもりセンターや精神保健の窓口が抜けているかと思いました。そういった窓口と市町の連携としていただいた方が一体感が出ていいのではないかと思いました。

【分科会長】

ひきこもりの問題に関しては、広域的な、小さな市町では対応できない課題として扱ってきましたが、計画ではどの市町にも課題があるということなので、県としてはこれに力をいれていますとしましょう。市町との連携について1行追加してください。

【委員】

56ページ⑤「社会福祉関係者の資質の向上」ですが、高齢分野と障害分野の連携だけでなく、子どもや生活困窮等を含めた表記の方がいいと思いました。

【分科会長】

これは取り組むことを書いていただいているのですね。取り組むことだけではなく、方向性も記載いただきたいですね。

今おっしゃったことは大事なことです。次年度以降に取り組むということでしょうか。今も取り組んでいるのでしょうか。

【事務局】

既に取り組んでいるところもございます。今後も広げていかないと思っています。

【委員】

50ページ「地域福祉権利擁護事業の推進」は、20年経過しております。滋賀県はずっとこだわりを持って実施しており、日常生活自立支援事業という事業名に変更になったが、地域福祉権利擁護事業に変えずに実施しようということサン・グループ事件を忘れないでおこうというのが我々20年前の職員の合言葉でした。ここを読むとこのとおりですが、他の箇所では、「市町が」、「市町社協が」とありますが、これはどこが実施しているか分かり

にくいです。地域福祉権利擁護事業は県社協を中心に、市町の社会福祉協議会が実施していますので、その表記がある方がいいかと思えます。

【分科会長】

大事な事業で、言葉を定着させているということではとても大事なことです。

何でも地域福祉に入ってしまうし、他の都道府県の計画との整合性もございます。滋賀県が頑張りすぎると他の計画の上位計画になりますので。そういう中でも気になる点はおっしゃっていただければ結構です。

オンラインについては、全体として記載が少ないですね。

【委員】

44ページ「住まいの確保」で健康医療福祉部の中でも高齢障害者等長期に入院されていて保証人がなくて帰れない人がいます。保証人だけでなく、身元引受人をたてるように言われてなかなか借してくれません。甲賀市でも住宅確保に努めていますが、高齢者、低所得者の中に高齢障害者も含まれていますが、長期入院されていた方、障害を持つ人で就労されていない方で保証人、身元引受人がいない方の問題は非常に大きいので明記した方がいいと思えます。

41ページ(4)「権利擁護の推進」で、尊重、尊厳が使われていて、意思が現れていますが、「だれもが一人の人としての尊厳が尊重され」とする方が文言のつながりとしてはいいかと思えます。「一人の人としての尊厳をだれもが尊重され」とした方がいいかと思えますので、ご検討いただければ幸いです。

私は、個人的な感想として「滋賀の福祉人」が明記され、そこを育成していくということが明記されたことをとても誇りに思えます。40年前は滋賀の福祉を学び、滋賀に行きたいと思ってきた人間です。今、学生に聞くと「知りません。」「糸賀？」と言いますが、そういう意味では、制度の枠外にも取り組んでいる人達は、まさに先人達のことを汲み取って動いています。滋賀の福祉人としてのプライドが明記されていることが現場人にとっては、励みとなります。

【事務局】

身元引受人・保証人の件につきましては、セーフティーネット住宅等も取り組んでいますので、その要件も確認しながら表記をしていきたいと思えます。

【委員】

52ページ(7)「社会福祉法人等のネットワーク化の推進」です。ネットワークは地域活動において非常に大事だと思います。社会福祉法人について触れていただけてますが、社

会福祉法人は規模が大きいところも多いですし、ネットワークを組むのに人を配置しやすいというのはイメージできます。

一方、NPO 活動をやっている立場としては、それぞれが孤立しており、点の活動となっており、なかなかネットワークができていません。一つの例でいいますと、学習支援は社会福祉協議会、民間企業等が受けていただいています。やはりネットワークができている自治体は、目標値を出して進めていけます。しかし、みなさん点で頑張っておられますが、ネットワークではありませんので、やはり県として推進していきますという風にはなりにくいと感じます。逆に、子ども食堂は県社協が旗を取って、県のバックアップがありましたので広がっています。社会福祉法人だからできる活動、NPO 法人だからできる活動がありますので、NPO 法人の活動のネットワーク化についても記載いただきたいです。

また、最近、熱い思いをお持ちの企業さんもおられますので、企業さんも含めてネットワーク化について記載した方がいいかと思います。

小さな NPO のネットワーク、企業さんを含めたネットワーク、重層化とっている中での区分けしていくのはもったいないと思います。

こちらのネットワーク化に組み込むか、別項目として記載するかは検討が必要ですが。

【委員】

52 ページは現計画策定時に縁実践センターが分野を超えて、社会福祉法人だけでなく、専門職、行政等公私協働のネットワークが支援体制を構築し、福祉力を向上させるもとなる構想のイメージであったと思います。

今、目指す方向性に合うように「社会福祉法人等」、「社会福祉法人が」と限定された表現ではなく、具体例を示しながら記載していくということで方向性はこれでよかったと思います。

【分科会長】

ここは、社会福祉法人がこれからどうなるかということがありました。合併問題等ございますので、取り分け社会福祉法人に頑張っていただかないといけないということがありました。特に高齢者へのケアは、民間企業が進出してきていますし、社会福祉法人が潰れていくのではないかという話があります。障害者部門にも進出しています。儲からなければ退出していきます。社会福祉法人がつぶれていくのを防がないといけませんので、社会福祉法人にもう少し頑張ってもらうため、応援をする。そういうことがありました。

(7) 2つ目に、NPO 法人、企業等のネットワーク化の推進について記載したらいかがでしょうか。

NPO 法人が頑張っていますが、より実効性があるように、職員の給料を出せるように NPO 法人を支援しないといけませんので、そのことを記載した方がいいのではないかと思います。

【事務局】

37ページ②に「NPO法人、地域住民、企業等の参画促進」におきましてもネットワークの重要性を出していきたいと思います。分科会長がおっしゃったとおり、社会福祉法人の公益的な取組の推進は、38ページにも記載がございます。それぞれの社会福祉法人同士の横のつながりをつなげていきたいということを52ページで打ち出しておりました。しかし、滋賀県においては、社会福祉法人だけでなく、地域の団体さんを含めたネットワークを培っていることもございますので、しっかり箇所数を増やしながらか記載していきたいと思ひます。

【分科会長】

社会福祉法人は、高齢者、障害者、児童、生活困窮全てを扱う社会福祉法人が地域福祉までやります。時代が大きく変わると思ひます。応援を一緒にやっていくということでしょうか。

【委員】

58ページ計画に係る指標です。今後5年間の重点的な取組が2つに絞られています。重層的支援体制整備事業は、一番の1つの成果指標かと思ひます。滋賀の福祉人もセットで上げた方がいいと思ひます。

指標が何をもちて評価するのが難しい場合は、仕方ないのですが。

【分科会長】

研修の開講、全体として各市町の研修を応援する、福祉教育含め学びをどの位取り組んでいるのかを指標とするのも一案です。学びの滋賀として、幼少期から福祉人を育成します。教育は質をはかるのが難しいです。今のご提案は貴重ですので、どういう形で指標とするのか質とするのか、量とするのか検討する必要がありますね。

【事務局】

こちらの指標につきましては、事務局においてもかなり悩んでいる部分です。「滋賀の福祉人」は質を重視した取組と考えており、受講者数等量になるのが適当か悩んだところ。そのため、指標に上げたり、外したりしているのが正直なところ。

【分科会長】

これからの福祉人として求められますので難しいですね。保育士、ケアワーカー含めた人達に地域に根差した福祉を理解していただかないと地域福祉は進みません。社会福祉士、ケアマネジャー、精神保健福祉士等いろいろな資格を持った人を育成しないといけません、その人達と一緒にその人達を理解してくれる人達を日本としてどれだけ増やすかというこ

とが大切です。

明日、栃木県において研修を実施します。多機関協働、災害支援の悩みをワーカーの方々に語ってもらい、共通研修をします。まず福祉に限り実施します。そのような流れが1つあります。

コミュニティに強いソーシャルワーカー研修です。滋賀県は進んでいますが、全国社会福祉協議会と全国社会福祉法人経営者協議会養成校が協働して山口県で3月にモデル研修を実施します。

滋賀の場合は、福祉人ということでそのことを見極めて取り組もうとしています。おもしろいものが滋賀はできるのではないかと考えています。また、ご協力をお願いします。

年末の忙しい時期にお越しいただきありがとうございます。お支えいただいていることを感謝申し上げます。

次回は、1月22日、14時から2時間です。よろしくお願いいたします。終了いたします。ありがとうございました。